

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：アフリカ地域「アフリカのきれいな街プラットフォーム」および全世界におけるクラスター事業戦略に基づいた廃棄物管理現状把握調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：アフリカ地域「アフリカのきれいな街プラットフォーム」および全世界におけるクラスター事業戦略に基づいた廃棄物管理現状把握調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00989

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月5日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域「アフリカのきれいな街プラットフォーム」および全世界におけるクラスター事業戦略に基づいた廃棄物管理現状把握調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月～2026年2月

諸般の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年9月末

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動対策第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月11日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月11日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月14日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2025年 3月21日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 4月 4日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日 （順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
 - 2) 積極的資格要件
 - 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/VqwTGYmGat>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

- (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

① プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

途上国では、経済発展や工業化、急激な都市化の進展や人口集中等に伴い、廃棄物排出量が年々増加しており、2010年に年間104.7億tであった排出量が2025年には、148.7億tになると見込まれている。しかしながら、途上国の多くの都市では、未だに廃棄物管理システム（収集・運搬・処理）が確立されておらず、環境・公衆衛生上の大きな問題となっている。特に人口が過密な都市部においては、ごみが収集されずに生活空間に溢れ、都市の美観を壊し治安の悪化等につながるだけでなく、害虫・害獣が引き寄せられ感染症の蔓延の要因となっている。また、収集されたごみの大半はオープン・ダンプ・サイトに投棄され、腐敗臭の発生や大気・土壌・表流水や地下水汚染などの汚染の原因になることに加え、有機物の分解等によりメタンガスの発生を招き、気候変動への影響も懸念される。

特にアフリカ地域では、都市人口は年率3.58%と世界で最も早いペースで増加しており、サブサハラでは2018年4.2億人から2050年には12.5億人に達すると推計されている。人口増加に伴い廃棄物発生量も激増すると見込まれるものの、廃棄物管理サービスの提供が追いついておらず、収集率は55%に留まり、かつ排出された廃棄物の90%以上が不適切な形で投棄・最終処分されている。しかしながら、一般にアフリカ諸国では、廃棄物管理の政策的な優先順位は低く、中央政府および自治体のいずれにおいても中長期的な計画が策定されておらず、予算や人材、機材や施設といった事業運営資源の不足や、関係機関の能力不足等の問題が生じている。

こうした状況を受け、JICA地球環境部は2023年にクラスター事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」を策定し、2030年までに30か国3億人がきれいな街の恩恵を享受することを目標に掲げ、適切な廃棄物管理による公

衆衛生・生活環境の改善、環境影響の低減および循環型社会の形成を目指している。同クラスター事業戦略では廃棄物管理の3つの発展段階を定義し、日本の経験を踏まえつつ、急速な消費社会の進展やグローバル化といった現在の途上国が取り巻く状況も考慮した上で、各段階に応じた協力アプローチを提唱している。現在 JICA では、約 40 か国において、同クラスター事業戦略を踏まえた事業を展開しているが、これら事業の成果を取りまとめ、中間目標年次である 2025 年度段階でのアウトカム発現状況を整理し、クラスター目標の達成に向けた課題を整理することが求められている。

また、アフリカ地域の廃棄物管理の改善に向けては、TICAD VI (2016 年 8 月) を契機として、2017 年 4 月に設立された「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)」を軸に、アフリカのメンバー国・都市および ACCP 設立メンバー (日本環境省、UN-Habitat、UNEP、横浜市、JICA) とともに知見共有の促進や廃棄物管理への資金動員促進に向けた活動を展開している。アフリカにおいては、適切な廃棄物管理を実施する上で基礎となる廃棄物管理に係る基本的データが整備されていないことが大きな課題となっている。2025 年 8 月には TICAD 9 に合わせて ACCP 第 4 回全体会合が予定されており、現状と課題を把握するとともに、アドボカシー活動やパートナー拡大に向けた効果的な発信を行うにあたって、根拠あるデータの整備は喫緊の課題であり、これらデータ整備に取り組むことは JICA の事業戦略の実効性を強化するだけでなく ACCP の活動推進にも大きく貢献するものである。

第 2 条 調査の目的

- (1) 全世界を対象に、クラスター事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」の中間アウトカムのモニタリング指標データを収集し、アウトカムの発現状況を整理・分析する。
- (2) アフリカ地域においては、2025 年 8 月に開催する第 4 回 ACCP 全体会合での発信と ACCP ウェブサイトでの常時掲載を目的に、ACCP 加盟国を対象にデータ収集・分析を行い、アフリカ地域各国・都市における廃棄物：管理の現状と課題を取りまとめる。
- (3) アフリカ地域における優良事例となる案件の形成に資するデータ収集を行うとともに今後の支援の可能性の検討および支援策の検討を行う。

第3条 調査の実施方針および留意事項

(1) 調査対象国および都市の選定

- 1) 「第2条 調査の目的」(1)については、全世界において2021年度に実施中、及び2021年度以降に開始したJICAの技術協力(プロジェクト型、個別専門家)、無償資金協力、有償資金協力の案件を対象とする。
- 2) 「第2条 調査の目的」(2)のアフリカ地域においては、JICA事業の実施国・都市(上記1)に加えて、ACCP加盟国(47か国)(国レベルのデータに加えそれぞれの首都に関する都市レベルのデータも収集対象とする)と、UN-HabitatがACCP加盟都市を対象に実施した都市レベルでの調査の実施都市を分析の対象とする。加えて、ACCP加盟都市(2025年1月時点で196都市)のうち、重要性及びデータの取得可能性等を加味し、分析が可能な都市があれば対象に含める。詳細については「第5条 調査の内容」のとおり。

<対象国(JICA事業実施国およびACCP加盟国)>³

【東南アジア】インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス

【大洋州】大洋州地域9か国(サモア、トンガ、パラオ、ミクロネシア、マーシャル、フィジー、PNG、ソロモン、バヌアツ)

【南アジア】インド、スリランカ、バングラデシュ、ブータン

【中南米】ドミニカ共和国、ブラジル、ペルー、ホンジュラス、カリブ地域5か国(ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ)

【アフリカ】ACCP加盟国 47か国⁴(うち、JICA事業実施国は:12か国)

【中東】エジプト、パレスチナ

【欧州】ウクライナ、コソボ、セルビア

(2) 調査の方法

³ 第3章2.(4)「配付資料/公開資料等」での「対象案件リスト」参照。

⁴ [Member Countries and Cities | ACCP](#)

- 1) 「第2条 調査の目的」(1)および(2)に関しては、文献・インターネット等の机上調査の他、国内外の事業関係者へのヒアリングやアンケート調査を行う。JICA 課題別研修の帰国研修員やドナー機関等のネットワークも活用する。また、廃棄物管理にかかる国際機関が発行した主要なレポートも参考とする。なお、可能な限り時系列的な変化が把握できるよう、JICA の既往・現行の案件に関しては、事前評価表や詳細計画策定調査報告書、協力準備調査報告書等で収集されたデータをベースラインとして整理した上で、現在入手可能な最新のデータと比較・分析を試みる。また、データの出典を明らかにするよう留意する。2025年8月のACCP全体会合に向けて、アフリカ地域は優先して調査を行う。
- 3) 「第2条 調査の目的」(3)に関して、現地調査対象国はアンゴラとジブチの2か国とし、国内調査に加え都市レベルでの廃棄物管理実態把握のための現地調査を行う。ただし、契約締結後に机上調査の分析結果を踏まえ、別途 JICA と協議の上、変更の可能性⁵がある。現地調査は、本調査の後半(2025年8月の第4回ACCP全体会合の後)を想定している。調査項目案は「第5条 調査の内容」のとおり。

(3) ACCP のネットワークの活用および基盤強化

本調査の実施にあたり、ACCP の既存の調査結果や関係機関とのネットワーク等リソースを最大限活用する。また、本調査を通じて廃棄物管理に関するナレッジの蓄積や関係機関との協働体制の強化など、ACCP のさらなる活動推進に資するよう配慮する。

(4) クラスタ事業戦略の各種指標の定義の整理

クラスタ事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」⁶において設定した中間アウトカム指標および直接アウトカム指標を収集する⁷。なお、各指標の定義については定義が必ずしも明確ではないものもあることから、必要不可欠なデータ収集リストを作成後、JICA と協議の上、デ

⁶ 第3章2.(4)「配付資料/公開資料等」参照。

⁷ クラスタ事業戦略の中間アウトカムの評価のために必要な収集データリスト、モニタリング方法については、プロポーザルに提案すること。

ータ収集のフィージビリティ等を踏まえて必要な収集データ項目および算出方法を整理した上でデータ収集を行う⁸。

(5) デジタル技術の活用を含む効率的なデータの収集およびデータの可視化の工夫

Web上のデータの効率的収集および収集したデータをわかりやすく可視化するにあたり JICA が別途契約する DX 分野のインハウスコンサルタントから助言を得る可能性があるため、当該コンサルタントおよび JICA と密に連携の上で業務を進める。またデジタル技術を活用したデータの可視化作業に関しては、国内再委託を活用する。

(6) ローカルリソースの活用

国内での遠隔調査及び現地渡航期間においても効率的に情報収集・分析を行うため現地再委託を含むローカルリソースを積極的に活用する。

第4条 調査業務の範囲

本調査において、受注者は「第2条 調査の目的」を達成するために、「第3条 調査実施方針及び留意事項」に十分配慮しながら、「第5条 調査の内容」に示された業務を行う。また調査の進捗に応じて、「第6条 報告書等」に基づき、進捗状況に応じた報告書を作成し、発注者に対し説明・協議の上、提出する。

第5条 調査の内容

(1) インセプションレポートの作成

調査対象国／都市に対する調査の基本方針、実施体制、作業計画（方法、工程、精度、調査の進め方および手法を含む）を検討し、それらをインセプションレポート案として取りまとめ、JICA と協議の上、最終化する。また調査対象国向けに、インセプションレポートの内容を簡潔に表した説明資料を作成する。

⁸ クラスタ戦略において指標としては設定されていないものの、新たに指標として設定することが望ましい指標案（例えば、資源関連循環やプラスチック廃棄物関連など）があれば、プロポーザルで提案すること。

- (2) クラスタ事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」の各種指標に基づく、既往・現行の廃棄物管理事業（2021年時に実施中および2021年以降に実施した技術協力（プロジェクト型、個別専門家）、無償資金協力、有償資金協力を対象とする）における情報整理・収集・分析

JICA グローバルアジェンダ「環境管理～JICA クリーン・シティ・イニシアティブ～」クラスタ事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」⁹（以下、「廃棄物管理クラスタ事業戦略」）を参照し、以下に関連する指標を整理、収集、分析する。

具体的には、以下のとおり。

1) 廃棄物管理クラスタ事業戦略中にある「表1：段階別の主要対象国」等情報を参考に、第一段階のモニタリング対象とする都市（10都市程度を想定）、第二段階のモニタリング対象とする都市（5都市程度を想定）を特定し、リストにまとめる（該当する都市は、2021年に実施中および2021年以降に実施した技術協力、無償資金協力、有償資金協力の実施都市から選定する）。

2) 廃棄物管理クラスタ事業戦略の脚注に中間モニタリング指標（※）の算出式は一部示されているが、全ては網羅されていない。また、モニタリング都市では、同指標が同定義で算出されていないケースもあると考えられる。その場合は、当該モニタリング都市（あるいは同国、ドナー等）が使用している類似の指標名、定義が近いと思われるデータを整理、収集、分析する（なお、当該指標の算出式が定義されている場合は、出典先情報とともに可能な限り同算出方法をリストにまとめる）。

3) 上記の作業を通して、中間アウトカムのモニタリング指標に関して、望ましいデータの入手及びモニタリング方法、各指標の定義、算出方法をまとめる。

※【指標：中間アウトカムのモニタリング指標】¹⁰

① 第一段階→第二段階

1. 10以上の都市で、廃棄物管理サービス水準が向上する
2. 10以上の都市で、オープンダンピングサイトが安全に閉鎖され、環境に配慮した衛生埋立処分が導入される。

⁹ 第3章2.(4)「配付資料/公開資料等」参照。

¹⁰ 公開資料クラスタ事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」

② 第二段階→第三段階

1. 5以上の都市で、廃棄物適正処分率の向上
(2030年度末までの目標は、廃棄物適正処分率が50%以上に向上)
2. 5以上の都市で、廃棄物の減量化を促進
(2030年度末までの目標は一人当たり20%の減量)
3. 5以上の都市で、中間処理率(又はリサイクル率の向上)
(2030年度末までの目標は、20%向上)
4. 5以上の都市で、廃棄物関連法制度(拡大生産者責任等)の改善
(協力する全てのプロジェクトで同法制度に関与)

【指標：直接アウトカムのモニタリング指標】

- ① 廃棄物管理関係機関(中央政府・地方自治体)の組織・個人の能力強化
- ② 短・中長期方針・計画の策定
- ③ 都市の最終処分場建設・管理技術の向上
- ④ 都市の廃棄物収集・運搬効率の改善
- ⑤ 都市の廃棄物及び環境にかかる市民参加率の向上
- ⑥ 廃棄物管理にかかる関係機関との連携強化
- ⑦ 廃棄物管理にかかる民間事業参入制度の構築

(3) アフリカ地域においては ACCP 加盟国 47 か国(国レベル) および各国首都(都市レベル)において、上述(2) 廃棄物管理クラスター事業戦略に基づく各種指標についてのデータを収集・分析する。収集するデータは、公的に発表されたデータを第一に収集するが、公的データが存在しない場合には、国際機関が発行した主要なレポートやドナー機関の調査報告書などを可能な範囲で参照し、出典や根拠を明らかにした上で収集する。また、都市に関しては、UN-Habitat が ACCP 加盟都市を対象に実施している SDGs11.6.1 モニタリング(WaCT)¹¹ 調査を実施済みの都市(約 20 都市)を基本的な対象とする。さらに、ACCP 加盟都市(2025 年 1 月時点で 196 都市)のうち、データの取得可能性等を加味し、分析が可能な都市があれば対象に含めることを検討する。(UN-Habitat の WaCT¹² 調査結果は JICA が入手し、調査実施中に提供する)。

なお、2025 年 8 月の ACCP 第 4 回全体会合において、データ収集・分析結果を発信するため、上述(2)のクラスター事業戦略の指標の定義の検討と並行して、アフリカ地域におけるデータ収集を優先的に進める。

¹¹ [Waste Wise Cities Tool | UN-Habitat](#)

¹² 同上

(4) アフリカ地域における優良案件の形成を念頭に置いた都市レベルでの廃棄物管理の実態把握のための現地調査¹³

事前準備および現地調査の調査項目は、公開資料「都市廃棄物管理の概況把握ツールについて」を基本とする¹⁴。

また、調査結果を踏まえ、特定された課題に対する支援可能性・支援策の検討を行う。

公開資料「都市廃棄物管理の概況把握ツールについて」より抜粋

チェックリスト（全体概要）

項目	内容
1 対象とする国・地域・都市	
2 廃棄物管理における課題と主な要因	課題： 主な要因： 1)組織 2)政策 3)法制度 4)財政 5)収集運搬 6)中間処理 7)最終処分 詳細：
3 廃棄物管理の概要	一般廃棄物総発生量 (kg/day)、発生原単位 (住民一人あたりの発生量 (kg/habitant/day))、一般廃棄物収集サービス・カバー率 (対象地域の総人口に対するサービスを提供している人口の比率) 中間処理量/率、リサイクル量/率、最終処分量/率 (「率」とは一般廃棄物総発生量に対する当該処理処分量の比率を指す)
4 ドナー支援	ドナー・NGO等による廃棄物分野の支援活動・支援計画 (JICA含む)

チェックリスト（基礎情報）

大項目	中項目	内容
1 組織・制度	1-1 組織体制	・ 廃棄物関連組織図、部局ごとの配置担当者数
	1-2 法令	・ 廃棄物管理に係る法令 ・ 環境アセスメントに係る法令 ・ 環境保全基準に係る法令
	1-3 政策	・ 国全体の廃棄物管理戦略 ・ 廃棄物管理計画 (マスタープラン)
2 財政	2-1 財政管理	・ 年間予算額 ・ 年間支出額、収入額 ・ 料金徴収制度

¹³ 9月以降を想定。

¹⁴ 公開資料「都市廃棄物管理の概況把握ツールについて」に加えて、アフリカにおける廃棄物管理の実態を把握する上で、より相応しい調査項目があればプロポーザルで提案すること。

大項目	中項目	内 容
3 社会・コミュニティ	3-1 住民参加	・社会・コミュニティにおける3R/資源循環へのとりくみ
	3-2 環境教育・啓発活動	・環境ウィーク、環境イベント ・学校教育における環境教育プログラム
	3-3 インフォーマルセクター	・ウェストピッカーの有無及び活動場所(街中・中継施設・最終処分場等)
4 収集運搬	4-1 収集の概要	・排出・分別ルール ・収集サービスエリア ・家庭から最終処分場までの収集運搬の流れ(一次収集の有無、中継施設の有無等)
5 中間処理・リサイクル	5-1 中間処理施設	・中間処理施設の有無、位置、処理方法
	5-2 リサイクル施設	・リサイクル施設の有無、位置、取り扱う有価物(民間業者やNGO等、行政以外による運営を含む)
6 最終処分	6-1 最終処分場	・位置、面積、使用年数 ・オープン・ダンプ・サイト(廃棄物を投棄するだけのダンプサイト)の数

(5) ACCP 全体会合における発信

メンバー国・都市の学び合いやアフリカの政策決定者、民間企業等に向けたアドボカシー活動への貢献として、2025年8月の第4回 ACCP 全体会合において、本調査で得られた成果や JICA 事業の成果の発信を行うとともに、これら成果発信を効果的に行うためのプログラムの立案と会合開催支援を行う。ACCP 全体会合の詳細日程案は現在検討中であるが、ACCP 全体会合1日目においては UN-Habitat や環境省等の ACCP 設立メンバーとともに全体プログラムを構成する予定であり、本調査でプログラム立案を行うのは会合2日目を想定している。なお、3日目は横浜市の廃棄物関連施設の視察を想定しており、本調査におけるプログラム立案対象には含まない。

第6条 報告書等

(1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品はファイナルレポート(業務完了報告書)とする。ファイナルレポートの別添として、調査結果の概要報告、収集資料等、関連一式を添付する。

	報告書名	提出時期	言語・形態・部数
ア	業務計画書	契約締結から10 営業日以内	和文：PDFデータ
イ	インセプションレポ ート	2025年5月下旬	和文：PDFデータ
ウ	現地調査報告書	各国ごとの現地 調査終了時	和文：PDFデータ
エ	ACCP全体会合発表資 料	2025年8月上旬	和文、英文、仏文、ポル トガル語文、アラビア語 文：PDFデータ
オ	業務進捗報告書	2025年9月末	和文：PDFデータ
カ	ドラフト・ファイナル レポート	2026年1月30日	和文：1部簡易製本およ びPDFデータ
キ	ファイナルレポート (業務完了報告書)	2026年2月27日	和文：2部製本およびPDF データ 英文：2部製本およびPDF データ CD-R : 5枚

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) その他の報告書類

1) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報を JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告する。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 先方政府との説明・協議にかかる議事録

ウ 業務フローチャート

(3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。また英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものにする。
- 2) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出する。

第7条 相談窓口の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：ファイナルレポート（業務完了報告書） 目次案

ファイナルレポート（業務完了報告書） 目次案

注）最終的な報告書の目次は、調査結果および発注者との協議に基づき最終確定するものとする。

1. 要約
2. 調査の背景
3. 調査の概要（目的、方針、調査対象国／都市選定、内容、団員、調査期間等）
4. クラスタ事業戦略に基づくデータの種類および分析方法の整理
5. アフリカにおける廃棄物管理の現状・課題
 - （ア） 総論
 - （イ） 47 か国廃棄物管理現状データセットおよび分析
 - （ウ） 都市別の廃棄物管理現状データセットおよび分析
 - （エ） ACCP 全体会合での発表内容
6. 現地調査対象国・都市の状況
 - （ア） 現地調査項目の整理
 - （イ） 廃棄物管理の現状・課題
 - （ウ） 協力ニーズ及び優先課題
 - （エ） 関連ドナーの状況
 - （オ） 協力量針
7. クラスタ事業戦略の中間モニタリング結果
 - （ア） 中間目標モニタリング結果
 - （イ） 各対象案件の指標毎データセット
 - （ウ） クラスタ事業戦略の指標の改定に向けた提案

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	クラスター事業戦略の指標に基づいた中間モニタリングに必要なデータの種類、各指標の定義、算出方法、分析方法	第3条 調査の実施方針および留意事項 (4) クラスター事業戦略の各種指標の定義の整理
2	アフリカ地域の案件形成に向けての調査方法(現地調査対象国はアンゴラ・ジブチと想定)	第3条 調査の実施方針および留意事項 (2) 調査の方法 3) 第5条 調査の内容 (4) アフリカ地域における優良案件の形成を念頭に置いた都市レベルでの廃棄物管理の実態把握のための現地調査

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：廃棄物管理に係るデータ収集・分析・各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／〇〇（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全世界
- ② 語学能力：英語（仏語・ポルトガル語もできれば望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

契約期間は2025年4月下旬に始まり、2026年2月下旬にファイナルレポートを提出する予定とする。

アフリカを対象とした机上調査については、その調査結果を2025年8月に開催される第4回会合で発信するため、本調査の前半で取り組むこととする。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途 12.64人月

2) 渡航回数^の目途 延べ3回

なお、上記回数は目途であり、対象国数をJICAと協議の上で決定し、渡航回数も確定します。

(3) 再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）及び日本国内法人への再委託を認めます。

- 基礎情報収集調査（現地再委託）
- データ可視化作業（国内再委託）

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 対象案件リスト

2) 公開資料

- アフリカ地域 アフリカにおける都市廃棄物案件形成にかかる情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2022年）
(https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000048186_01.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000048186_02.pdf)
同レポート第13章「都市廃棄物管理の概況把握ツール」
- アフリカ地域 廃棄物管理情報収集・確認調査最終報告書（2020年）
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12353694.pdf>)
- クラスタ事業戦略「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/env_manage/_icsFiles/afieldfile/2023/09/29/cluster_strategy.pdf)
- ACCP 加盟国／都市の廃棄物プロフィール
<https://www.africancleancities.org/member-countries-and-cities>
- アフリカ廃棄物管理データブック
https://www.africancleancities.org/sites/default/files/2023-06/JICA_databook_EN_web_20191218.pdf
- UNEP : Africa Waste Management Outlook
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/25514/Africa_WMO.pdf
- UNEP: Global Waste Management Outlook 2024
https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/44939/global_waste_management_outlook_2024.pdf?sequence=3
- World Bank: What a waste
<https://hdl.handle.net/10986/30317>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無

3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 現地事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>

↓

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（最新版）参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

54,057,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（6,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	アフリカ地域における優良案件の形成を念頭に置いた都市レベルでの廃棄物管理の実態把握のための基礎情報収集調査に係る経費	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 再委託	3,000,000 円	調査一式	現地再委託
2	データ可視化作業に係る経費	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 再委託	3,000,000 円	業務一式	国内再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)